

九州地域国内肥料資源利用拡大ネットワーク 設置要領

1 名 称

九州地域国内肥料資源利用拡大ネットワーク（以下「九州ネットワーク」という。）

2 趣 旨

農業生産に必要不可欠な肥料については、その原料の多くを海外に依存していることから、国際市況や原料産出国の輸出に係る動向の影響を強く受けやすい状況になっている。

こうした中、農業生産を持続可能なものにするためには、堆肥など肥料成分を含有する国内資源の肥料利用を拡大し、輸入原料に過度に依存した化学肥料利用からの転換とともに、堆肥の広域流通の促進等を進めることが重要である。

このため、九州地域における国内肥料資源の利用拡大に向け、原料供給者、肥料製造者、肥料利用者等のマッチングが効果的に進むよう、WEB 上（九州農政局のホームページ）に九州ネットワークを開設し、有益情報や新たな知見の提供、関係者間の情報共有等を行うことを目的とする。

3 活動内容

- （１）会員へメール等による肥料関連情報の提供
- （２）国内肥料資源利用拡大のための勉強会等の開催
- （３）その他（会員間の連携した取組の形成等）

4 運営事務局及び会員等

（１）事務局

九州ネットワークに係る運営事務は、九州農政局生産部環境・技術課が行う。

（２）会員

国内肥料原料供給者、肥料製造事業者、肥料利用者、関係団体、研究機関及び行政関係機関等であって、以下の各号に該当する者であること。

- ① ２に定める趣旨に賛同し、３の活動に協力すること。
- ② 会員相互で提供情報を共有することに同意していること。
- ③ 反社会的勢力に該当しないこと、及び反社会的勢力との関わりを持たないこと。

（３）入退会

- ① 会員登録をしようとする者は、九州農政局ホームページの登録フォームから、申し込み、事務局に受理されること。

- ② 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会とする。
- ・事務局に退会の届け出があったとき。
 - ・所在不明となり、事務局から連絡がとれないとき。
 - ・会員であることが著しく不適當であると事務局が判断したとき。

(4) 会費

会員の会費は、無料とする。

5 その他

- (1) この設置要領に定めるもののほか、九州ネットワークの運営に関し必要な事項は、事務局で決定する。
- (2) 事務局は、設置要領を変更した時は、速やかに会員に周知する。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から適用する。